

子どもが生まれたら届け出を



児童手当 制度

児童手当の目的

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

児童手当のしくみ

支給の対象

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

児童手当の額

- 第1子 5,000円月額
- 第2子 5,000円月額
- 第3子以降 10,000円月額

児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した月分で終わります。

なお、原則として手当は、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等に加入している人）については、その人の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

所得制限限度額

平成7年度における所得制限限度額は、左表のとおりですが、所得には一定の控除があり、また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

平成7年度所得制限限度額（単位：万円）

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0人	148.6	327.8
1人	178.6	357.8
2人	208.6	387.8
3人	238.6	417.8
4人	268.6	447.8
5人	298.6	477.8

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき30万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは36万円）を加算した額。

児童手当認定請求書について

出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、役場福祉課に「児童手当認定請求書」の提出が必要です。
児童手当の支給は、認定請求をした月

認定請求に必要な添付書類等

添付書類は、認定請求の後日に提出してもよい場合がありますので窓口で確認してください。
▼年金加入証明書または申立書
○請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出
▼前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書
○提出が必要な人：当該市区町村にその年の1月1日に住所がなかった人（1月から5月までの月分の手当の認定請求の場合は、前年の1月1日に住所がなかった人）

○証明する年：認定請求日の前年分（1月から5月までは前々年分）
▼印鑑、請求者の銀行等の口座番号など
▼その他、必要に応じて提出する書類があります。（養育する児童と別居している場合など）

※問い合わせは役場福祉課（内線256）へ。